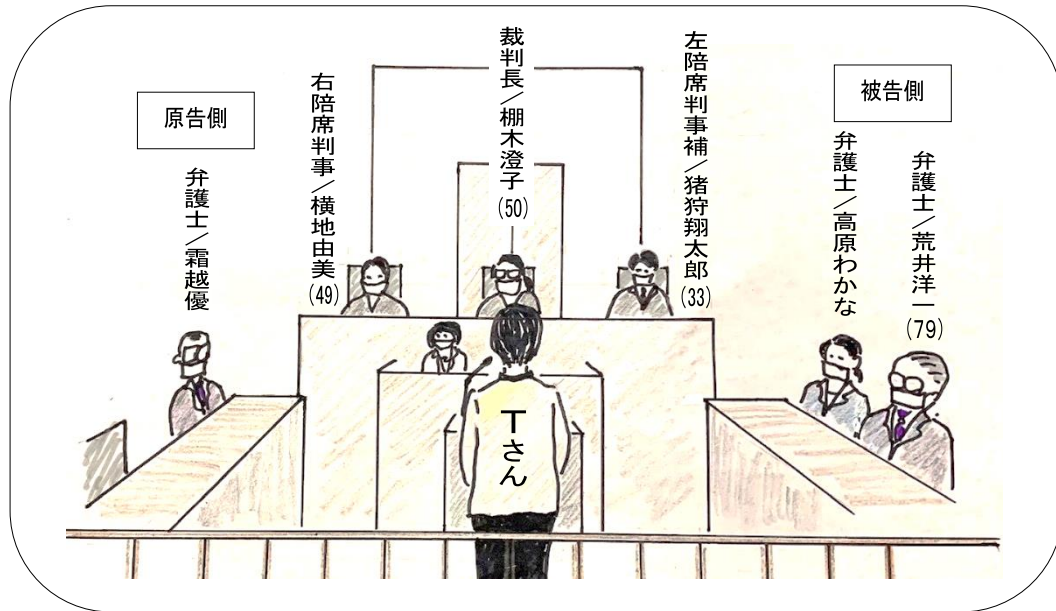


## 女闘労倶楽部は見た！聞いた！

# キステム証人尋問 傍聴記

2023年9月22日(金)午前10時～夕方5時 盛岡地裁301号法廷



今回が12回目の裁判となる。

公開裁判となったのは、第1回目以来2度目である。(2回目から11回目まで電話会議で行われている)

裁判長が棚木澄子氏に代わっていた。右陪席は横地由美判事、左陪席は猪狩翔太郎判事補と裁判官も若い。

### ★Tさんの業務内容

キステムの東北支店は5か所の営業所(山形・会津・郡山・水沢・弘前)がある。水沢営業所で事務担当者として働く契約社員Tさんが、他の4営業所で事務担当者として働く正社員たちと同じ仕事をしてきたか否か。

⇒⇒会社側は「Tさんの仕事は正社員に比較して簡易である。責任の程度も軽い」と証言。

Tさんは、自分と正社員の仕事の内容の比較表を証拠として提出している。この比較表を見ると仕事は同じで、むしろTさんの仕事量が多いくらいである。Tさんの証言から、比較表には書かれていないが、その他の業務を多種に渡り、こなしていたことが明らかとなった。会社側は証人3名を含めて8名が傍聴していたが、Tさんの証言にぐうの音も出ない様子であった。

### ★正社員の配置転換の実態

会社側は「Tさんには転勤がなく正社員には転勤がある」と主張するが、東北支店の各営業所の事務担当者である女性正社員は誰も転勤していない。

⇒⇒会社側は「営業所事務担当者の場合、転勤の事例は10年の間に全国で5件あった」というが、その異動は短距離であり、転居をしられるほどの距離ではないと、原告側の霜越弁護士が反論した。

### ★Tさんの反論

Tさんの証人尋問は午後2時から始まった。  
会社側の高原わかな弁護士の質問が終わると、荒井洋一弁護士がこの日初めて質問に立った。  
部分的だがそのやりとりを再現してみた。

**荒井弁護士**：「貴方は過去に何回か給料を増額してくれるよう会社に申し入れて  
いますね」

**Tさん**：「はい、お願いしました」

**荒**：「何度かの賃金の増額の申し入れに、会社はキチッと受け止めてくれたと  
いうことになりますね」

「増額は会社が自分の仕事を評価してくれたと自覚はありましたか？」

**T**：「……」(すべての尋問に丁寧に答えていたTさんは少しの間、無言になった)

「評価ではなく、自分の訴えによるものだと思っています」

**荒**：「一方で生活が苦しいからと、同一労働同一賃金について興味を持ったと  
いう事になるのでしょうか？」

**T**：「生活が苦しいからというのが理由ではなく、自分が同一賃金同一労働の  
対象になると自負しておりましたし、確信をもっていました」

一瞬、黙り込んだTさんの悔しさこそ、この裁判の根拠であり問題の本質なのである。

最後にTさんに裁判長と裁判官が質問した。

左陪席の裁判官が矢継ぎ早に何回も質問したが、Tさんは落ち着いて答えていた。  
証人尋問でこんなに真剣に質問する裁判官を初めて見た。質問も的を得ていて内容  
もよく理解できた。血の通う裁判と感じた。右陪席の裁判官と裁判長からも一問ずつ質  
問があり、Tさんはしっかり答えて尋問が終わった。

次回は来年1月12日(金)、盛岡地裁301法廷で公開の口頭弁論が行われる。  
(その前に11月29日(水)に電話会議方式で和解協議が行われる)

**岩手県の最低賃金は10月4日から893円になった。全国で最低である。**

**非正規労働者がこの時給で生活できているのか！**

**パート労働法を使って同一労働同一賃金を闘っているTさんを、このキシステム  
裁判を、ひとりでも多くの人に知ってほしい。**

**一緒に声を上げて世論を盛り上げましょう！**

**今の司法では裁判だけでは絶対に勝てません！**

**あらゆる知恵を絞って、みんなで司法を動かして行きましょう。**